全国一斉に『秋季全国火災予防運動』が展開されます。期間中、消防本部・署・消防団は関係機関・団体の協力により、次の催しを行います。

▲マモルンジャーショーもお楽しみに。

消防フェア

とき 11月10日(日)10時～14時45分

『第23回コイ・こいフェスティバル』と同時開催です。

内容 消防車とのふれあい、防火紙芝居、煙体験、水消火器体験、救急・救命体験の各コーナー、マモルンジャーショーなど。

※体験した方々から抽選で記念品をプレゼントします。

令和元年度全国統一防火標語

ひとつずつ いいね！で確認 火の用心

-令和元年秋季全国火災予防運動-

11月9日(土)▶15日(金)

問い合わせ
消防本部・署 ☎54-0119

老朽化消火器の回収

『消防フェア』開催中に、消防署正面玄関で老朽化消火器を回収します。

引き取り料金 1本につき1000円

住宅防火対策の推進

住宅火災における被害の軽減を図るため、消防本部・署は、住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施します。

立ち入り検査

火災の発生防止、火災による死者および財産の損失を防ぐことを目的に、市内で多くの人が出入りする建物(一般住宅を除く)や危険物を取り扱っている会社の立ち入り検査を行います。

火災予防広報活動

とき 11月9日(土)10時～16時

女性消防団員による火災予防の広報活動を市内全域で行います。

住宅用火災警報器を設置しましょう

―警報器設置で死者数減少―

消防法令で全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器の設置率は、全国で82・3%(令和元年6月現在・推計)で、広島県では88%となっています。

住宅用火災警報器の設置義務化以降、住宅火災による死者数は減少傾向にあり、一定の効果が表れています。火災に早く気付き、一命を取り止めることができる機器のため、未設置の世帯は、寝室や階段に住宅用火災警報器を設置してください。詳しくは、消防本部に問い合わせてください。

―警報器の適正管理を―

住宅用火災警報器は、ほこりが入ると誤作動を起こす場合があります。乾いた布でふき取るなど定期的に掃除を行ってください。

また、適正に作動するか点検をしてください。ボタンを押したり、ひもを引いたりすることで点検を行うことができます。

電池式のものは、電池切れの際、「ピッピッ…」と短い音が一定の間隔で鳴りますので、新しい電池に交換するなど適正に管理してください。

設置から10年を経過している物は、本体内部の機器が劣化していることが考えられるので、本体の交換をお薦めします。

令和2年度
全国統一防火標語 募集

消防庁は日本損害保険協会と共催して防火標語の募集をしています。

問い合わせ	日本損害保険協会 ☎03-3255-1294
応募方法	ホームページから 応募してください。 「全国統一防火標語募集」で検索。
締め切り	11月30日(土)
賞	入選賞金10万円 佳作賞金1万円など

11月5日(火)10時
地震から身を守る行動を

広島県『みんなで減災』
一斉地震防災訓練に参加を ―

問い合わせ 総務課 ☎59-2119

広島県では、『みんなで減災』県民総ぐるみ運動の一環として、地震から命を守るための行動を行う「一斉地震防災訓練」を開催します。本市では、これに合わせて防災行政無線の「緊急地震速報」の放送と、「大竹市防災情報等メールサービス」の配信を行います。

この機会に、家庭や職場でいざというときに身を守る「安全行動1・2・3」訓練などを行い、防災意識を高めましょう。

安全行動1-2-3

地震の際に身を守る行動

①姿勢を低くする(しゃがむ)
②体や頭を守る(かくれる)
③揺れが収まるまでじっとする(まつ)

とき 11月5日(火)10時～

※災害の発生や気象状況などによっては、訓練を中止する場合があります。

放送内容(予定)

「こちらは、防災大竹市役所です。ただ今から訓練放送を行います」

▼(緊急地震速報チャイム音)

▼「緊急地震速報。大地震です。これは訓練放送です」(3回くりかえし)

▼「こちらは、防災大竹市役所です。これで訓練放送を終わります」

市の防災情報が「ちゅぴCOM地域情報アプリ」で閲覧できます―

問い合わせ
総務課 ☎59-2119

市の「防災情報等メール」で配信した内容や、県内他市町の開設避難所、気象情報などが閲覧できるほか、カメラ映像や交通情報などのリンクも豊富なアプリ(無料)です。

インストール方法

iOS版はApp Store、Android版はGoogle Playから「ちゅぴCOM」で検索または左のQRコードをご使用ください。

Android版はこちら

iOS版はこちら

政治家の寄付は禁止
有権者が求めることも禁止

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

政治家からの寄付の禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。

三ない運動

- 政治家は有権者に寄付を**贈らない**
- 有権者は政治家に寄付を**求めない**
- 政治家から有権者への寄付は**受け取らない**

禁止されている寄付(例)

×病気見舞い
×祭りへの寄付や差し入れ
×地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れ
×結婚祝い・香典
(政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります)
×葬儀の花輪・供花
×入学祝い・卒業祝い
×お歳暮・お中元